

札幌ジャズ勉強会会則

第1条（名称及び所在地）

本会は「札幌ジャズ勉強会」（英文 Sapporo Jazz Workshop）と称し、所在地を札幌市東区北14条東1丁目4-48に置く。

第2条（目的）

本会は、ジャズを演奏したい、又は始めたい、若しくはそのための情報を得たいと思う者同士が集い、より多くの者がジャズの演奏を楽しむ事ができる場を設けるとともに、ジャズを通して、相互の交流を深める事を目的とする。

第3条（活動）

本会は、前条の目的のために、次の活動を行う。

- (1) セッション会（定例練習会）の開催（原則週一回）
- (2) ジャズ演奏会の開催（定期演奏会、ライブハウス出演等）
- (3) サークル活動の開催（各種勉強会、合宿等）
- (4) 上記活動に付随する懇親会等
- (5) その他上記に関連する活動

第4条（会員）

会員は、次に掲げる者であって、本会の目的に賛同し、本会に入会の申し込みをした者とする。

- (1) 18歳以上のジャズを愛する者（18歳未満の者は保護者の了解が必要）で、一回以上練習会を見学した者。
- (2) 「ジャズを通して楽しく交流する」というサークルの趣旨に沿って参加・活動出来る者。
- (3) SNSサービスmixi内のコミュニティ「札幌ジャズ勉強会」にて参加が承認され、登録メンバーとなった者。

尚、下記の行為は迷惑行為として禁止する。

- ・営業行為（会員に対する物品等の販売活動等）
- ・宗教への勧誘
- ・政治上の勧誘（会員に対する投票・寄付の依頼、政党への入会の勧誘等）
- ・会員に対する一万円以上の借金の申し入れ
- ・セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の行為
- ・相手が不快に思う全ての行為（演奏に対する過度なアドバイス、執拗なメール送信、ストーカー的な行為等）
- ・その他、この会の目的及び社会常識等に反する行為

上記のような迷惑行為があった場合には、第 11 条に規定する役員のいずれかより注意を促し、迷惑行為が改まらない場合には迷惑行為発生を mixi 上にて全会員に公表した上で、規約に基づいて役員会で審議し、処分を決定する。

第 5 条（退会）

会員は、次に掲げる場合に会員資格を失うものとし、第 3 条に規定する活動への参加は出来ない。尚、既納会費の返還は行わない。

- (1) 会員本人より退会の申し出があった場合
- (2) 会員が会費を長期にわたり滞納した場合
- (3) 会員が本会則に違反するとして役員会の決定により除名処分を受けた場合
- (4) 会員が反社会的な行為を行ったとして役員会の決定により除名処分を受けた場合
- (5) 会員が死亡した場合
- (6) 第 3 条に定める活動に 1 年以上参加しない場合（転勤等により札幌市に在住しなくなった者で、本人が会員資格継続を希望した場合を除く）
- (7) その他役員会において決議された場合

第 6 条（総会の定義）

総会は本会の最高意思決定機関であり、運営上の重要事項に関する決定を行う。

第 7 条（総会）

総会は定期総会及び臨時総会とする。定期総会は、毎年 1 回これを開き、臨時総会は、必要のある場合にこれを開く。

第 8 条（総会の招集）

定期総会は、役員会がこれを召集する。臨時総会は代表又は役員の過半数によって随時招集出来る。総会の招集は総会開催日の少なくとも 10 日前までに行う事とする。

第 9 条（総会の議事）

次に掲げる事項について総会にて議事の上決定する。

- (1) 当該年度活動報告及び次年度の活動計画
- (2) 当該年度の決算及び次年度の予算の承認
- (3) 役員の選出
- (4) 会則の制定、改廃
- (5) 役員会が必要と認める事項及び役員会でコンセンサスが得られなかった事項

第 10 条（総会の議長及び議決）

総会の議長は、その総会において選任する。総会における議決は議長を除く出席会員の過半数によるものとするが、賛否同数の時は議長の決するところによる。

第 11 条（役員）

本会は、次に掲げる役員をおく。役員は定員は10名とする。

- | | |
|------------|----|
| (1) 代表 | 1名 |
| (2) 副代表 | 2名 |
| (3) 役員 | 4名 |
| (4) 会計担当役員 | 2名 |
| (5) 監査役 | 1名 |

第 12 条（係）

本会は次の係をおく。各係にはリーダー、また必要に応じてサブリーダー(複数名も可)を置くこととする。リーダー・サブリーダーは役員が兼務する事が出来る。また、一人の会員が2つ以上の係のリーダー・サブリーダー兼務する事も出来る。

- (1) セッション運営係（土曜日のセッション及びその他会が主催するセッションの管理運営を行う）
- (2) イベント実行係（定期演奏会、合宿、飲み会、花見会、忘年会等会が主催する全てのイベントを実行する）
- (3) バンド編成係（定期演奏会、札幌シティジャズ他のバンド編成を行う）
- (4) ライブ調整係（会が主催するライブの出演者・日程調整を行う）
- (5) 渉外係（定期演奏会等の会場ブッキング、他サークルとの連携などを行う）
- (6) 情報管理係（ホームページ管理、入会前の新人対応、ホームページの BBS・Weblog 管理、mixi 会員管理を行う）
- (7) 初心者対応係（初心者のフォロー、バンド組成のアシストを行う）
- (8) その他、役員が必要と認めた係

尚、リーダー・サブリーダーは自薦の他、役員若しくは前任者からの推薦等により候補者を選定し、役員会より就任を要請するものとする。

第 13 条（役員及び係の任期）

役員および係の任期は4月から3月の1年間とする。欠員が出た場合は原則補充するが、任期は前任者の残任期間とする。

第 14 条（役員会）

第 9 条に規定する事項以外については、役員会にて決定する。役員会の招集は役員のいずれかにより、役員会予定日の 2 週間以上前に行う。役員会は、役員の過半数の出席によって成立する。尚、役員会に出席出来ない役員は電子メール又は mixi 等によって議案に対する意思表示を行なう事が出来る。役員会における議決は、出席した役員のコンセンサスによるものとするが、電子メール又は mixi 等によって事前に表明された欠席役員の意思も考慮する。出席役員は議論を尽くし、コンセンサスの形成に努力するものとする。尚、コンセンサスの形成が出来ない議案については、総会にて議決する。

第 15 条（会費）

本会の会費は原則第 3 条に規定するセッション会（定例練習会）にて徴収し、他にイベントがある場合、その参加者から徴収する。尚、活動に関わる経費で広く会員に還元されるイベントには会費から補助する事があり、補助するかどうかは役員会にて決定する。

第 16 条（会計年度）

本会の会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日の 1 年間とする。

第 17 条（会計報告）

会計報告は、年度終了時と、イベント終了時に行う。会計監査は年度終了時にすみやかに行う。

第 18 条（プライバシーポリシー）

- (1) 入会者は氏名及び mixi ネームを mixi 上にて公表する。又、会員は住所、電話番号、メールアドレス等の個人情報を mixi 上で公表する事が出来る。但し、公表された個人情報を会員外に漏らす事及び本会の目的以外に使用する事は禁止する。
- (2) 会員名簿は原則作成しないが、イベント時必要な場合にのみ作成する。作成された会員名簿はイベントの目的以外には利用してはならない。
- (3) 退会者はすみやかに mixi の登録メンバーから削除する。

会則施行日：平成 22 年 3 月 1 日

会則改定日：平成 27 年 3 月 28 日

会則改定日：平成 28 年 3 月 26 日